

地方財政に関する諸課題への対応について

少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保等、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応していくためには、地方公共団体が自由に使える財源の拡充と安定確保が不可欠である。

加えて、国と地方を通じた大きな課題である地方創生を推進していく上でも、安定的な財源の確保の重要性が増している。

これまで地方公共団体では、財政基盤を強化するため、職員数や投資的経費の削減等を断行し、懸命な歳出削減努力を重ねてきたところである。

一方、国におけるデフレからの早期脱却と経済再生を目指す政策が奏功し、景気回復に向けた明るい兆しが見られるものの、その効果が地方の隅々に浸透するまでには至っていない。

我々としては、地域経済の成長と財政の健全化の両立を念頭に置きながら、歳出の重点化・効率化等の行財政改革に取り組んでいく所存である。

国においては、依然として厳しい地方財政の現状や地域経済の情勢等を十分に踏まえ、地方財政に関する諸課題について適切に対応するよう求める。

1 地方一般財源総額等の確保

地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、実質的に平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保すること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、地方交付税の予見可能性を向上させ、持続可能な制度となるよう、臨時財政対策債の発行等の特例措置を講じるのではなく、交付税

率を引き上げること。なお、臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することができないよう確実な確保を図ること。

また、地方公共団体が地域の実情に応じた実効ある少子・高齢化対策や地域経済活性化・雇用対策、南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策等を講じることができるよう、歳出特別枠を維持するとともに、必要な歳出について地方財政計画に的確に計上すること。

加えて、地方の創意工夫を最大限に活かした地方創生を推進するため、包括的に使える交付金の創設等、国の関与を最小限に抑えた安定的な財源を確保すること。

2 社会保障と税の一體改革に対応した地方税財源の拡充

(1) 社会保障制度改革に伴う財源の確保

消費税率10%への引上げについては、経済状況の着実な改善に努めること。

また、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」で示された、医療、介護、少子化対策等の社会保障制度改革の具体化に当たっては、地方公共団体等の関係者と十分に協議を行い、地方の意見を反映させるとともに、改革の実現に要する財源を安定的に確保すること。

特に、平成27年度から実施予定の子ども・子育て支援新制度等に基づく少子化対策をはじめ、社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、引上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入すること。

(2) 偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築

法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化する地方法人課税の偏在是正については、これにより生じる財源を活用して、

その全額を地方財政計画の歳出に計上するとともに、財政力の弱い団体に重点的に配分すること。

また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の抜本的な見直しに当たっては、財政力の弱い団体に配慮した税源偏在のは正措置を講じるとともに、安定性の高い地方税体系を確立すること。

3 法人実効税率引下げに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収の6割強は地方財源であることから、法人実効税率の引下げを行う場合には、地方交付税原資の減収分も含め、地方財政に影響を与えることのないよう、恒久的な代替財源を必ず確保すること。

なお、代替財源として、法人事業税の外形標準課税の拡大を検討するに当たっては、資本金1億円以下の中小法人が大多数を占める地域経済への影響に配慮すること。

4 自動車取得税の見直しに伴う代替財源の確保

自動車取得税については、与党の平成26年度税制改正大綱において、消費税率10%への引上げ時に廃止することとされ、自動車税において環境性能課税を実施し、平成27年度税制改正で具体的な結論を得るとしている。その見直しを行うに当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、具体的な代替財源を必ず確保すること。

また、代替財源による税収が平年度化するまでの間の減収分については、地方財政計画において確実に措置すること。

5 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

「地球温暖化対策のための課税の特例」（国税）については、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、地球温暖化対策に関する地方公共団体の役割を踏まえ、その一部を地方税源化すること。

6 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は道路や上下水道、廃棄物処理等の地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における行政需要に対応する貴重な税源であることから、現行制度を堅持すること。

7 平成26年度で設置期限を迎える基金等の取扱い

平成26年度で全部又は一部の事業が終了する「安心こども基金」、「森林整備加速化・林業再生基金」、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」、「高校生修学支援基金」、「地域自殺対策緊急強化基金」等、国の経済対策による基金や、国庫補助金を原資として造成され、平成27年度に事業終了を求められている、法人が保有する産業振興関連基金等については、必要に応じて、期間延長や基金の積み増し、代替事業の創設等の措置を講じること。その際、事業主体の主導で弾力的な取組が可能となるよう、要件の見直しを行うこと。

また、既存の国庫補助事業の振替・拡充として創設された基金を含め、基金事業に係る国の財政措置について中長期的な方向性を示し、必要なサービスを行うための財源が安定的に確保される仕組みを構築すること。

平成26年11月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞